

合併処理浄化槽に設置替えしませんか

～ 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への設置替えのお願い ～

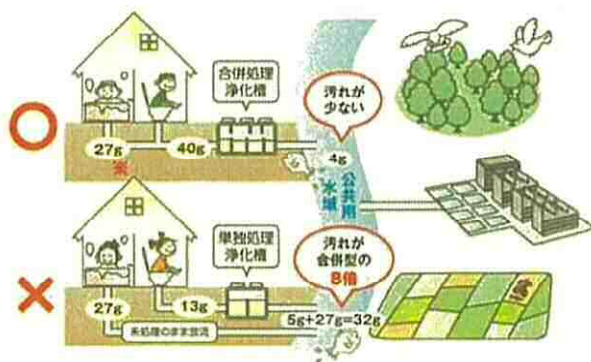
新潟市では大切な水環境を守り、快適な暮らしを推進するため「合併処理浄化槽」の設置補助制度を設けています。

「合併処理浄化槽」はトイレの汚水や生活雑排水(台所や風呂、洗濯排水等)を処理する施設として、公共下水道等とともに高い評価を得ています。

トイレの汚水だけ処理する「単独処理浄化槽」をご使用の場合、生活雑排水は未処理のまま身近な水路や河川に放流されるため、生活環境の悪化の原因となります。

平成 29 年度では、従来の設置補助と併せて、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に設置替えされる場合、単独処理浄化槽の撤去費用の上乗せ補助を行います。

ぜひ、この補助制度をご活用いただき、環境にやさしい「合併処理浄化槽」への設置替えをお願いいたします。



※BODの量：水中の有機物が微生物の働きで分解されるときに消費される酸素の量で、有機性の汚れが少なければこの数値が小さくなります。

【 補助対象区域 】

公共下水道認可区域、農業集落排水事業区域、公設浄化槽区域を**除く区域**(詳細はお問い合わせください。)

【 補助を受けられる方 】

主に住宅として利用する建物に合併処理浄化槽を設置する方(共同住宅、大家さんから設置の承諾を得られない借家は対象になりません。)

【 補助限度額 】

浄化槽の大きさ	設置補助限度額	単独処理浄化槽撤去費補助限度額
5人槽	352,000円	90,000円
7人槽	441,000円	
10人槽	588,000円	

住宅の延べ面積が130㎡以下のもの → 5人槽

住宅の延べ面積が130㎡を超えるもの → 7人槽

二世帯住宅 → 10人槽

店舗等併用の場合は別途加算すること。ただし補助対象は住宅部分に限る。



イラスト出展：環境省

【 お問い合わせ 】

合併処理浄化槽を設置する場所(区)の各区役所区民生活課生活環境係 又は新潟市役所環境対策課水質係(Tel. 025-226-1371) まで